

社会福祉法人 愛和会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛和会(以下「当法人」という)定款第八条及び第二一条の規定に基づき、理事及び監事(以下「役員」とする)及び評議員の報酬等について定めることを目的とする

(役員報酬)

第2条 当法人の役員及び評議員に対しての報酬は無報酬とする。

(費用)

第3条 役員及び評議員が理事長の指示又は理事会の委任を受け会議または法人業務を行う場合、別表に基づき費用を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(公表)

第4条 この法人はこの規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する
この規程は、令和1年6月11日から施行する

別表

1. 保育園で行う理事会、評議員会、監査等の費用

種類	支払対象者	金額	備考
理事会	理事・監事	1,000円	会議が1日に複数回あった場合 についても1回分の支給とする。
評議員会	評議員・理事・監事	1,000円	
監事監査	監事	1,000円	

2. 上記1以外の旅費

研修・出張による旅費	旅費の支給額	摘要
鉄道	実費	
車	1. 交通機関の実費 2. 自家用車の場合、1kmにつき37円 3. 高速自動車道路料金 4. その他必要な料金	施設で行う理事会、評議員会、監査等の旅費は上記1による
食事代	1食1,000円とする	
宿泊料	実費（1泊1万円を上限）とする	指定宿泊の場合で左記の料金を超える場合は実費を支給する